

住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書の取扱い

日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」における「2 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書を適用し、算定人員を増減する場合の取扱いを次のとおり定める。

第1 算定人員の変更内容

一戸建て住宅（専用住宅に限り、二世帯住宅を除く。以下「住宅」という。）の浄化槽の処理対象人員について、第2に掲げる条件に適合する場合は、5人とすることができる。

第2 適用条件

以下のすべての条件に適合すること。

- 1 台所及び浴室がそれぞれ1箇所以内であること。
- 2 実居住人員及び将来の居住人員見込みが5人以下であること。
- 3 使用水量の見込みが1日あたり1,000リットル以下であること。
- 4 住宅の延べ面積（増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ面積）が200㎡以内であること。

第3 書類の提出

- 1 設置者は（別紙1）に（別紙2）を添えて市町村長に提出する。市町村長は（別紙2）の内容で支障ない場合は受付印を押印して返却する。これを（別紙2'）とする。設置者は、浄化槽設置届出書に（別紙2'）を添付して、関係機関へ提出する。
- 2 設置者が市町村長である場合、市町村長は浄化槽設置届出書に（別紙3）を添付して、関係機関へ提出する。

第4 適用日

本取扱いは、平成23年6月1日から適用する。

(日本工業規格JIS A3302)

建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準

(日本工業規格JIS A3302)

①適用範囲 この規格は、建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準について規定する。

②建築用途別処理対象人員算定基準 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準は、表のとおりとする。ただし、建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に添わないと考えられる場合は、当該資料などを基にしてこの算定人員を増減することができる。

③特殊の建築用途の適用

- 3.1 特殊の建築用途の建築物又は定員未定の建築物については、表に準じて算定する。
- 3.2 同一建築物が2以上の異なった建築用途に供される場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。
- 3.3 2以上の建築物が共同で尿尿浄化槽を設ける場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。
- 3.4 学校その他で、特定の収容される人だけが移動することによって、2以上の異なった建築用途に使用する場合には、3.2及び3.3の適用加算又は建築物ごとの建築用途別処理対象人員を軽減することができる。

表

類似用途別番号	建築用途		処理対象人員	
			算定式	算定単位
1	集会場施設関係	イ 公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場	$n=0.08A$	n: 人員(人) A: 延べ面積(m ²)
		ロ 競輪場・競馬場・競艇場	$n=16C$	n: 人員(人) C(1): 総便器数(個)
		ハ 観覧場・体育館	$n=0.065A$	n: 人員(人) A: 延べ面積(m ²)
2	住宅施設関係	イ 住宅	$A \leq 130^{(2)}$ の場合 $130^{(2)} < 4$ の場合	$n=5$ $n=7$ n: 人員(人) A: 延べ面積(m ²)
		ロ 共同住宅		$n=0.05A$ n: 人員(人) ただし、1戸当たりのnが、3.5人以下の場合は、1戸当たりのりのnを3.5人又は2人[1戸が1居室 ⁽³⁾ だけで構成されている場合に限る。]とし、1戸当たりのnが6人以上の場合は、1戸当たりのnを6人とする。 A: 延べ面積(m ²)

(別紙 1)

平成 年 月 日

〇〇市町村長 様

浄化槽設置者 住 所
氏 名

印

一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定における
緩和措置の適用願いの提出について

このことについて、下記の住宅に浄化槽を設置するにあたり、「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」ただし書による処理対象人員算定の緩和措置の適用を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

記

1 設置場所		
2 建築物の工事種別	新 築 ・ 増 築 ・ 改 築 なし(既存) ・ その他 ()	
3 住宅の延べ面積※1 ($\leq 200\text{m}^2$)	m ²	
4 台所数 (≤ 1 箇所) 浴室数 (≤ 1 箇所)	台所数= 浴室数=	箇所 箇所
5 居住人員 ※2 (≤ 5 人)	(実居住人員) 人	(将来の見込み) 人
6 使用水量見込み※3 ($\leq 1,000\text{リットル/戸}\cdot\text{日}$)	リットル/戸・日	
7 ただし書適用により 採用する人槽	5 人	

※1 増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ面積を記入してください。

※2 住民票の写しを添付してください。新築の場合等をやむを得ず住民票の写しが添付できない場合は、居住予定者の一覧を添付してください。

※3 現世帯の水道使用量等を参考にして、使用水量見込みを記入してください。井戸水を利用する場合等も、できるだけ正確な使用水量見込みを記入してください。

(別紙 2)

平成 年 月 日

各関係機関の長 様

浄化槽設置者 住 所
氏 名

印

一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定における
緩和措置の適用願い

下記の住宅に設置する浄化槽については、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」に基づき7人槽が必要となりますが、実際の使用状況から見て、明らかに実情に添いませんので、ただし書の適用をお願いします。

なお、将来的な使用状況の変化等により問題が生じた場合は、設置者自らの責任において対応することを確認します。

記

1 設置場所		
2 建築物の工事種別	新 築 ・ 増 築 ・ 改 築 なし(既存) ・ その他 ()	
3 住宅の延べ面積※1 ($\leq 200\text{m}^2$)	m^2	
4 台所数 (≤ 1 箇所) 浴室数 (≤ 1 箇所)	台所数 = 浴室数 =	箇所 箇所
5 居住人員 (≤ 5 人)	(実居住人員) 人	(将来の見込み) 人
6 使用水量見込み ($\leq 1,000\text{リットル}/\text{戸}\cdot\text{日}$)	リットル/戸・日	
7 ただし書適用により 採用する人槽	5 人	

※1 増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ面積を記入してください。

(備考)

- ・保健所管轄区域内(権限移譲未済み)は4部
- ・市町村管轄区域内(権限移譲済み)は3部

※市町村受付欄

(別紙3)

平成 年 月 日

各関係機関の長 様

浄化槽設置者 ○○市町村長 印

一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定における
緩和措置の適用願い

下記の住宅に設置する浄化槽については、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」に基づき7人槽が必要となりますが、実際の使用状況から見て、明らかに実情に添いませんので、ただし書の適用をお願いします。

なお、将来的な使用状況の変化等により問題が生じた場合は、使用者自らの責任において対応することを確約します。

記

1 設置場所		
2 建築物の工事種別	新築・増築・改築 なし(既存)・その他()	
3 住宅の延べ面積※1 ($\leq 200\text{m}^2$)	m ²	
4 台所数 (≤ 1 箇所) 浴室数 (≤ 1 箇所)	台所数= 浴室数=	箇所 箇所
5 居住人員 (≤ 5 人)	(実居住人員) 人	(将来の見込み) 人
6 使用水量見込み ($\leq 1,000\text{リットル/戸・日}$)	リットル/戸・日	
7 ただし書適用により 採用する人槽	5 人	

※1 増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ面積を記入してください。
(備考)

【建築確認が必要な場合】

- ・保健所管轄区域内(権限移譲未済み)は4部
- ・市町村管轄区域内(権限移譲済み)は3部

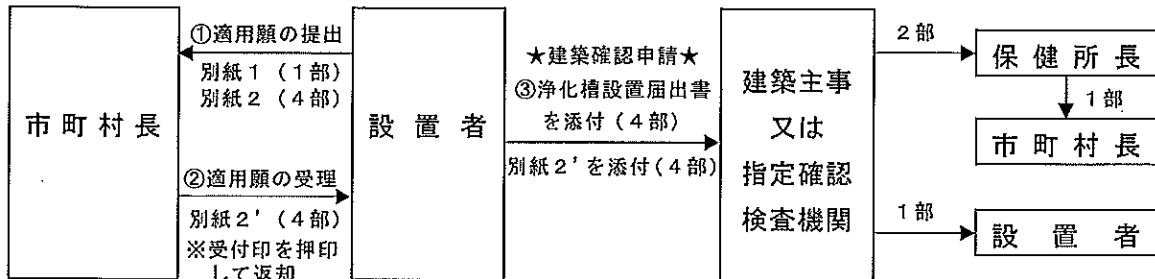
【建築確認が不要な場合】

- ・保健所管轄区域内(権限移譲未済み)は3部
- ・市町村管轄区域内(権限移譲済み)は2部

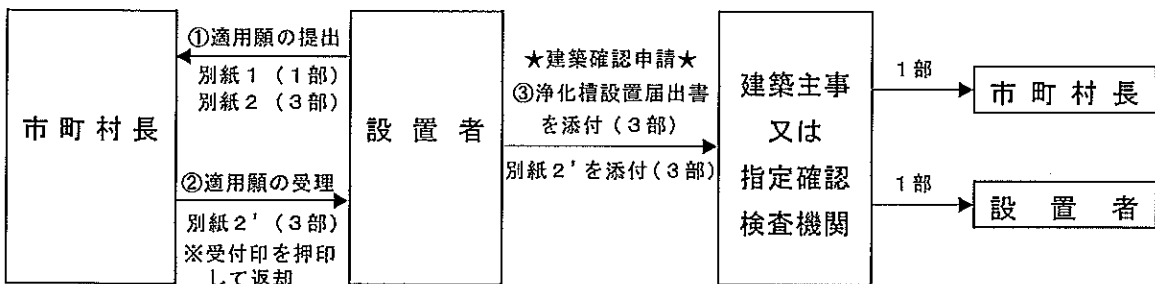
**一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定における緩和措置
手続きのながれ**

1. 民間設置者が設置する場合

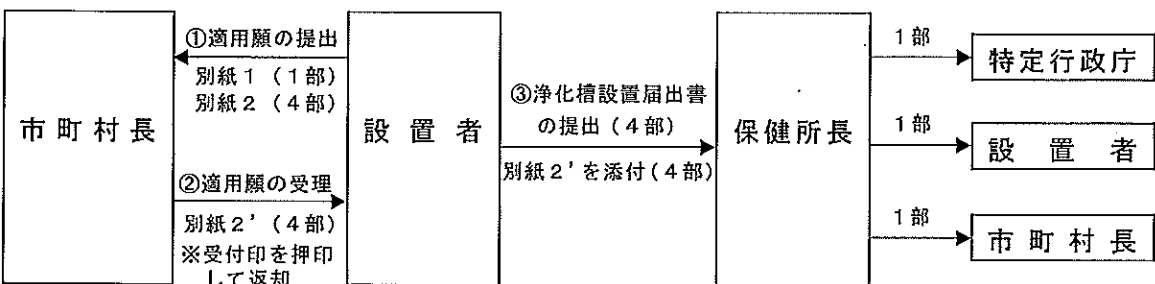
1-1 設置者：【民間】、建築確認：【要】、権限移譲：【未】



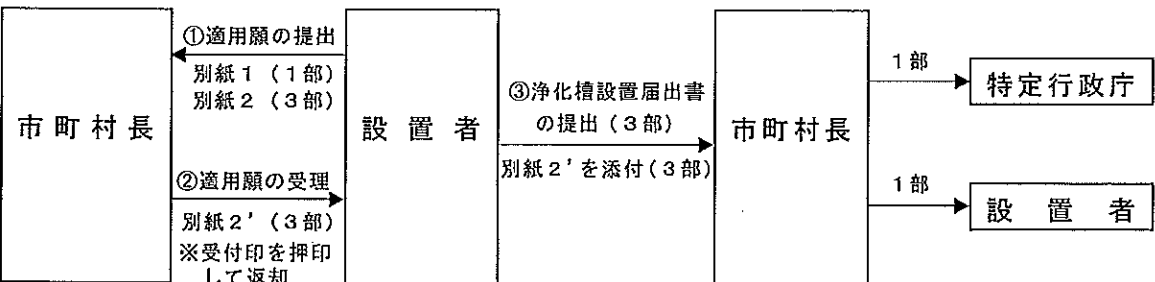
1-2 設置者：【民間】、建築確認：【要】、権限移譲：【済】



1-3 設置者：【民間】、建築確認：【不要】、権限移譲：【未】



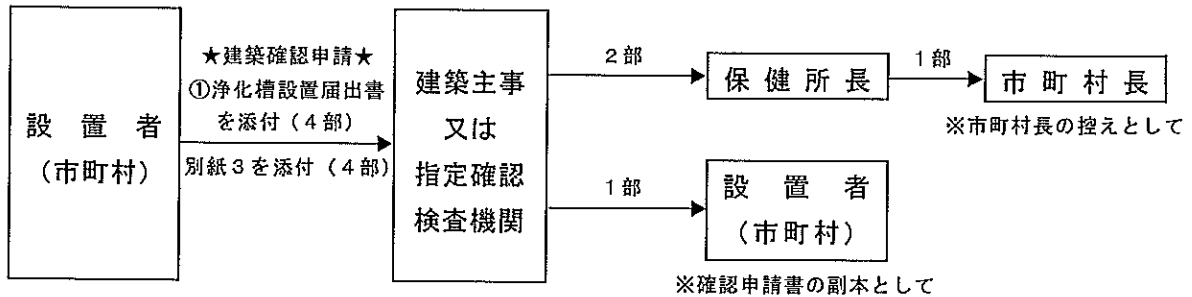
1-4 設置者：【民間】、建築確認：【不要】、権限移譲：【済】



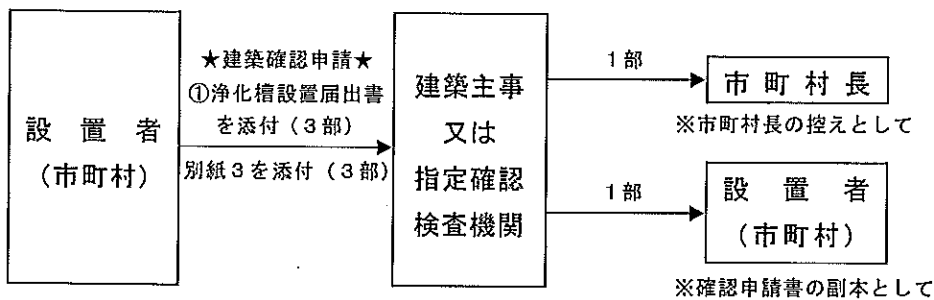
※市町村の方針により、①～③を同時に行うことも可能。各市町村にご相談ください。

2. 市町村が設置する場合

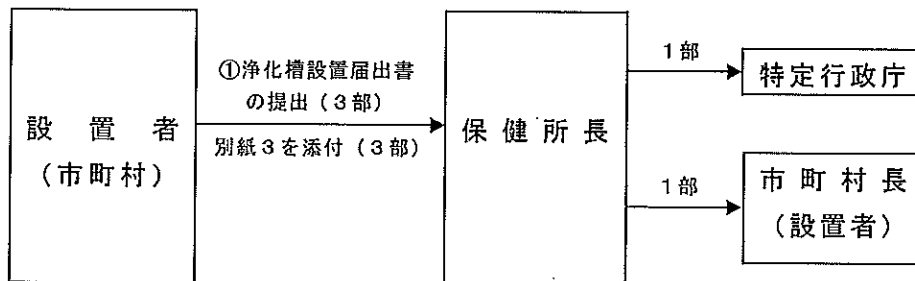
2-1 設置者：【市町村】、建築確認：【要】、権限移譲：【未】



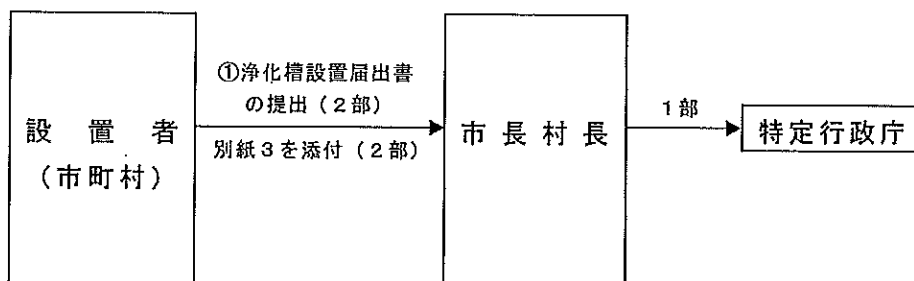
2-2 設置者：【市町村】、建築確認：【要】、権限移譲：【済】



2-3 設置者：【市町村】、建築確認：【不要】、権限移譲：【未】



2-4 設置者：【市町村】、建築確認：【不要】、権限移譲：【済】



※特定行政庁：建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。熊本県内であれば、熊本県、熊本市、八代市が特定行政庁。熊本県については、所管する各地域振興局建築担当部署に送付ください。